（保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等）

第二百九条　法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該法人に関する次に掲げる書類（当該法人が外国の法人であることその他の理由により次に掲げる書類の一部がない場合には、当該書類に類する書類）

［イ～ヲ　略］

［三～六　略］

2　法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする者（前項に規定する者を除く。）は、同項の認可を受けようとするときは、認可申請書に前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類並びに次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～四　略］

3　法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、同項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書類（当該設立法人が外国の法人であることその他の理由により次に掲げる書類の一部がない場合には、当該書類に類する書類）

［イ～ル　略］

［三～六　略］

［4～6　略］

（保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

第二百十条の三　法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社は、同項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該会社に関する次に掲げる書類（当該会社が外国の会社であることその他の理由により次に掲げる書類の一部がない場合には、当該書類に類する書類）

［イ～ヲ　略］

三　当該会社の子会社に関する次に掲げる書類

［イ・ロ　略］

ハ　業務の内容を記載した書類

ニ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他当該子会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

（保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等）

第二百九条　法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［同上］

二　当該法人に関する次に掲げる書類（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

［イ～ヲ　同上］

［三～六　同上］

2　法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする者（前項に規定する者を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類並びに次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～四　同上］

3　法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［同上］

二　当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書類（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

［イ～ル　同上］

［三～六　同上］

［4～6　同上］

（保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

第二百十条の三　法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　［同上］

二　当該会社に関する次に掲げる書類

［イ～ヲ　同上］

三　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　前号リ及びヌに掲げる書類

［号の細分を加える。］